（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十四条の十一の九の三　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　銀行の使用に係る電子計算機と法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2　前項各号に掲げる方法は、銀行がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十四条の十一の十第一項第二号中「次条第二項」を「次条第二項第一号及び第十四条の十一の十二の二」に改め、同条第二項中「同条第二項第一号に規定する承諾日」を「承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第十四条の十一の十二において同じ。）」に改める。

第十四条の十一の十一第一項中「対象契約をいう。次項」の下に「及び第十四条の十一の十二の二」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

第十四条の十一の十二を次のように改める。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

第十四条の十一の十二　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間

二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日

2　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

第十四条の十一の十二の次に次の一条を加える。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）

第十四条の十一の十二の二　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定預金等契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

第十四条の十一の十四第一号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「次号」の下に「、次条第二項、第十四条の十一の十六第二項第三号及び第十四条の十一の十六の二」を加える。

第十四条の十一の十五第一項各号列記以外の部分中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同項第二号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に、「次条第二項」を「次条第二項第一号及び第十四条の十一の十六の二」に改め、同条第二項中「第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項に」を「第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項に」に改め、「法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する」を削る。

第十四条の十一の十六第一項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「次項」の下に「及び第十四条の十一の十六の三」を加え、同条第二項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　申出者は、承諾日以後いつでも、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

第十四条の十一の十六の次に次の二条を加える。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間）

第十四条の十一の十六の二　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間

二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日

2　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

第十四条の十一の十六の三　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定預金等契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

第十四条の十一の二十五第一項第一号中「以下「外貨預金等」を「以下「外貨預金等」に、「及び第十七号」を「、第十七号及び第十八号」に改める。

第十四条の十一の二十七第一項第十七号中「同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、」を削り、「同項」を「同法第七十九条の十第一項」に改め、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号の次に次の一号を加える。

十八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定紛争解決機関が存在する場合　当該銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定紛争解決機関が存在しない場合　当該銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容